

# 「風致地区の手引」の一部改正に関する意見公募について

風致地区条例の解説や手続きの流れについて解説する「風致地区の手引」について、一部改正を行います。

## 1 改正概要

- (1) 基準の明確化  
お問合せの多い内容についての解説の追加を行う等、基準の明確化を行います。
- (2) 文言整理等の所要の改正  
上記の他、文言整理等の所要の改正を行います。

## 2 施行予定日

令和6年1月（予定）

## 3 意見公募要領

### ■意見公募期間

令和5年11月6日(月)から12月5日(火)まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

### ■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出をお願いします。  
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15をお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- ② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568
- ③ 電子メール Eメール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

### ■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

### ■その他

- ①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。